

所得税法におけるひとり親

滝川 茜

BDO 税理士法人勤務

はじめに

日本の所得税計算では、納税者は自分の家族形態に合わせて配偶者控除や扶養控除を、また、自分の状態に合わせて障害者控除などを利用することによって、納付税額を減らすことができるが、こうした控除制度の1つとして、ひとり親控除というひとり親世帯への支援措置がある。

ひとり親控除は、子どもをひとりで扶養する居住者で年間合計所得金額が500万円以下である者が35万円の所得控除を受けられるという、所得税法81条に定められている制度である。2020年度（令和2年度）の税制改正において創設されたものであり、国税庁の報告によると、施行初年度となる2020年分の利用者は、給与所得者で787,977人、確定申告者で45,560人であった。新しい制度のように見えるが、その前身には寡婦控除及び寡夫控除があり、寡婦控除は戦後間もなくの1951年の創設と、歴史は古い。ひとり親控除の創設は言い換えると、子どもを扶養しており、かつ、婚姻歴のあ

る女性と男性へ適用していた寡婦（夫）控除を、婚姻歴のない、いわゆる非婚のひとり親にも適用を拡大した制度改正である。本論では、今回の改革の経緯について、改革思想とともに見ていこう。

出発点としての寡婦控除

ひとり親控除の出発点となる寡婦控除は、1951年に戦争未亡人への救済措置として創設された。当時は、太平洋戦争の終戦直後により、日本の税制もシャープ勧告をもととした税制の構築が行われるなど、現代にまで続く日本の所得税制が確立された時代であった。シャープ勧告をもとに制定された所得税制を、より日本の風土に合うものにするため、様々な控除が追加で設けられることとなり、そのうちの1つが寡婦控除であった。

寡婦控除によって救済の対象となった戦争未亡人は、戦中には、英霊の妻として国からの保護も受けていたが、戦後はGHQによる占領政策において扶助料の支給停止などに遭っていた。そこへ戦後の不況やインフレーションなどもあり経済的に困窮した上、男性中心の戦争遺族会やGHQが戦争未亡人の救済に対して積極的ではなかったため、未亡人当人たちによる必死な訴えが起きた。その結果、1949年5月の衆議院において「遺族援護に関する決議」、そして参議院において「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」が行われ、寡婦控除は1951年に創設された¹。寡婦控除を適

たきかわ あかね

2022年専修大学大学院経済学研究科修了（経済学修士）。

2020年よりBDO税理士法人にて勤務。

用するためには、本人に婚姻歴があり、夫と離別もしくは死別している、もしくは夫の生死が明らかでない状態で、かつ、扶養親族を有していることが要件であった。この、「夫の生死が明らかでない」という要件は、太平洋戦争の終結直後であった当時、戦地へ赴き生死が明らかでないまま国内に帰らない夫を持つ寡婦も、救済の対象とするために定められた。

また、扶養している親族は子どもに限定しておらず、その理由としては、戦争未亡人となった身で、夫の親や親族を抱える寡婦も存在していたためであった。当時は、伝統的な日本の家族観において家庭内福祉の考えがあり、夫の家へ嫁いだ女性がその役目を担うことが多くあり、夫と戦争で死別しても、本人の子どもだけに限らず、死別した夫の家族との関係が続くといった事情が斟酌されたのである。こうしたことから、寡婦控除の創設時には、ひとり親となった女性の子どもの養育環境への支援よりも、家庭内福祉の役割を担う女性が、夫という大黒柱を失ったことで生ずる負担へ焦点があてられていたことが分かる。

このように始まった寡婦控除であったが、適用の対象者となるのは、寡婦という立場の「婚姻歴を持つ女性」と、あくまで限定的であったために、創設直後から同じ条件下の「婚姻歴を持つ男性」や子どもを扶養する非婚女性が控除を利用できないという点が、長らく争点となり続けることとなった。

寡夫控除の創設

その後30年の間、寡婦控除は控除金額の引き上げや死別かつ年間合計所得金額150万円以下かつ扶養親族のいない寡婦への適用拡大といった改正が行われたが、控除利用者の対象自体は「婚姻歴を持つ女性」から拡大されることはなかった。

しかし、1981年の寡夫控除創設により、まずは「婚姻歴を持つ男性」への適用の課題が解消されることとなった。その時代になると、戦後から社会状況は大きく変わり、徐々に母親の家出などによる父子家庭の困窮への関心が高まり、寡婦控除が女性

にしか適用されないことへの男女の逆差別に対する議論が取り上げられることとなった。当時はまだ所得に関して、圧倒的に女性より男性の方が高い金額を稼いでいるという事実がありながらも、寡夫へ控除の適用を拡大する理由として、「家庭内に女の人がいなくなると、お手伝いさんを雇ったり」、「男世帯は、買物、炊事、家事が不得手で一般家庭より2割以上出費がかさむ」ことなどが衆議院大蔵委員会での議論で挙げられた²。これは、稼得・家事・育児という家庭における全ての役割を夫婦で分担するという現代の家庭とは違い、稼得は夫、家事・育児は妻が担うという当時の家庭様式を背景としたものであった。

寡婦控除が、所得税において特別な人的控除という追加的費用のかかる者への控除制度であるという性質もあることから、男性がひとりで子どもを扶養するために発生する追加的費用が具体的に認められ、1981年に寡夫控除が創設された。但し、男性は寡夫となる前の婚姻時代からも継続的な職業を有している者が多いという寡婦との環境の違いや、日本の財源面での制約などが考慮されたことにより、寡夫控除の対象は、妻と死別又は離別し、かつ、子どもを扶養し、かつ年間所得金額300万円以下の者に限られることとなった。適用要件に所得制限を設けたことは、寡婦(夫)控除が分類される特別な人的控除の特徴が、控除の対象となる者が所得獲得上及び社会的立場等において弱者の地位にあることへの配慮に基づく社会政策的な要素を持つことから考案されたものであった。

このように、寡婦控除から出発したひとり親世帯への控除制度は、「婚姻歴を持つ男性」へも対象範囲を拡げるものとなったが、今なお非婚のひとり親世帯が取り残されることとなった。

取り残された非婚世帯

非婚のひとり親世帯が、寡婦(夫)控除の対象から外れていることは、所得税の減税効果そのものの他に、それにより算定された所得金額や納税額が算定基準となる社会福祉関連のサービス、給付に

も影響を及ぼしていた。

2009年には、寡婦(夫)控除が適用できないことにより経済的不利益を被っているとして、「寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件」が起きていた。救済を申し立てた非婚のひとり親世帯が、寡婦控除を利用できないことで被っていた経済的不利益は、所得税計算において納付する所得税金額がその分高く計算されることだけに留まらなかった。その影響は、所得税の課税所得金額を算定に援用する地方税や国民健康保険料の金額が増加することへも及んでいた。更には、福祉制度の利用において、寡婦控除が適用されない分だけ高く算定された課税所得金額を判断基準とする公営住宅入居資格において入居基準を満たさないケース、その家賃の判定において高いランクに入ってしまうといったケースがあった。

この事件を受けて、日本弁護士連合会人権擁護委員会は、事件の調査を行い、寡婦控除が非婚のひとり親世帯を適用の対象外としていることへ矛盾を指摘していた。矛盾点としては、寡婦控除は一度でも婚姻歴があれば、扶養している子どもがかつての夫との間に出生したかどうかを問うことなく適用されるため、他方、母子家庭として同じ境遇にある非婚の母子世帯は、婚姻歴がないとの一事をもって寡婦控除が適用されない点や、寡婦控除の目的は、担税力に依るもの、つまり経済力の弱い者の保護であるにも関わらず、最も経済的に弱い立場にある者の多い非婚の母子世帯が適用から除外されている仕組みとなっていた点が挙げられていた。報告書内での統計においても、全国122万世帯を越す母子世帯で育つ子どもの半数以上が貧困状態にある中で、更に、死別や離別の母子世帯と比べて、非婚の母子世帯が最も低収入であるという結果が紹介され、最低収入の非婚母子世帯が、更に寡婦控除を利用できないということは、その経済的格差をより拡大させるものとなると指摘していた。その後、地方自治体によって、非婚のひとり親世帯へも寡婦(夫)控除をみなし適用するという救済の広がりを見せたが、これは各自治体による個別対応となり、地域による格差が出てしまう。また、「国が法

律を改正し、財源措置を行うべき」という考えの自治体も多かった。抜本的な解決のため、寡婦(夫)控除を婚姻歴のないひとり親にも適用されるよう所得税法を改正すべきとして、2014年、日本弁護士連合会から「『寡婦控除』規定の改正を求める意見書」が提出された。

こうして、与党の税制改正大綱において、2014年度より寡婦(夫)控除の非婚のひとり親世帯への適用が、検討事項として取り上げられるようになった。しかし、その後4年間は、与党内において、法律婚を基礎とする伝統的家族観の重視や、非婚のひとり親への適用拡大は、非婚のまま子どもを産むことを助長するのではないかという懸念などがあり議論が進まなかったが、2018年度になり、議論の焦点が「家族のあり方」から「子どもの貧困への対応」へと変化した。更に、所得税に先駆け、住民税において今まで婚姻歴のあるひとり親世帯へ限定していた非課税措置が非婚のひとり親世帯へも拡大されるという動きを見せた。

2019年11月18日付けの日本経済新聞の記事では、所得税改正において結論を得ない政府の対応へ、出生率が回復している先進国はいずれも、婚外子出生率が5割を超えているという統計と共に、日本が今なお「法律婚・同居・出産」の三位一体型であり、「正しい」家族規範に入れず、結婚や出産を諦めている人が多くいるから「超」少子化ではないかとの指摘や、「規範的家族観」と「現実的な国民ニーズ」のどちらを守るべきなのかという疑問の提示がなされており、政府与党の対応を残念でないと評していた。(水無田2019)

非婚のひとり親世帯へ拡大

こうした評価を受け、2020年度の税制改正において、ひとり親控除の創設、すなわち、非婚のひとり親世帯への控除の適用拡大が果たされた。

2020年度の税制改正大綱の基本的考え方では、「令和の時代において人口減少と少子高齢化が一層進む中であっても、直面する様々な課題を克服し、豊かな日本を次の世代へと引き渡してい

なければならない。」と書き出しにある。ここから、ひとり親控除の創設をもって非婚のひとり親への控除の適用拡大を認めることは、日本の抱える「人口減少と少子高齢化」問題への対応として、所得税法上においても、婚内子と婚外子を差別なく取り扱うことが一手と考えられたものと見られる。また、「次の世代」となる子どもとは、その出生の条件に関わることなく全ての子どもを指しており、自分の母親が「婚姻歴がある母親」か「非婚の母親」かを、子ども自身ではどうすることも出来ないため、子どもの権利の面から見ても、非婚のひとり親への控除の適用拡大は当然の改正であった。

もともと日本の法律は、法律婚を重視した制定が多い。明治以前の日本において、妾制度があったことや家制度から影響する内縁の者が多く存在していたこともあり、日本の近代化を目標とした明治政府は、明治民法において一夫一婦制度を採用し、その浸透を図った。寡婦控除の創設時も、太平洋戦争により困窮した母子世帯の中には、寡婦の母子世帯だけでなく、婚外子を抱えた非婚の母子世帯も存在していたが、救済の範囲を法律上の妻へと限定した理由は、上記に加え、戸籍による管理を図った国家からの婚姻届の提出の強制や、家庭内福祉による国家負担の軽減を構成するため法律上の妻を有利に扱うこととした国家の意図がみられるものであった。(西本2008)

所得税法もその制度構築にあたっては、日本の歴史や伝統、または終戦直後であるといった時代の社会状況、国家の意図が影響する。そのため、時代の変化と共に、女性だけでなく男性へ、更には非婚のひとり親へも控除の適用が拡大したことは、時代のニーズに合わせた変化であった。今回のひとり親控除では、所得税法において初めて、事実婚世帯を「生計を一にする世帯」と取り扱い、ひとりではなく2人で子どもを扶養していると判断して、ひとり親控除の適用から外すこととしている。今まで、事実婚状態で子どもを扶養する納税者の扶養控除を認めなかったことと正反対の判断が、正式な適用要件として認められたのである。これにより、同じ所得税法上の控除制度であるにも関わらず、ひとり

親控除と扶養控除では「生計を一にする」範囲の解釈が異なるという矛盾を生む状態となった。

更に、社会はジェンダー観の変化やLGBTQの浸透もあり、他の法律分野において同性婚の法律婚化の議論が活発となるなど、新しい家族の形は今なお変遷している。同性カップルが子どもを扶養する事例もあるが、同性カップルは事実婚として法的に認められるかどうかに関して国が明確な判断をまだ持っていない。所得税法においても、同性カップルが実態は2人で子どもを扶養しているにも関わらず、ひとり親控除を適用することが出来てしまう可能性もある。ひとり親控除は、今後も、こうした多様な家族のあり方へ応えるための改正を続ける不断の努力が必要である。

おわりに

国の政策によって守りたいものは何か。ひとり親控除改正の際、非婚のひとり親を対象とするか否かに関して議論を停滞させたものは、「伝統的な家族観」の重視である。これはつまり、「伝統的な家族観」という形を守ることと、「ひとり親世帯で経済的に困窮する子ども」という存在を守ることが、ぶつかったことを示している。もちろん、家族制度は、国家として明治以前の妾制度などからの脱却により近代化を目指し、社会秩序を確保したことから、評価できる面もある。

しかし、この令和時代において、所得税法が非婚のひとり親世帯を受け入れたということは、日本の一般社会が、家庭や法律、社会への理解を高め成熟したために、規範を持ちながら新しい家族の形といった多様性も受容できるようになった結果である。国の政策は私たち国民の成熟度に応じたものである。今を生きる私たち自身が関心を絶やすことなく、意見を示していくことが必要であると言える。■

《注》

- 1 戦後の扶助料支給停止や未亡人運動に関しては、川口(2003)や北河(2000)、樽川(2001)、西本(2008)、福田(1985)に詳述。本稿では、

主に西本 (2008) の報告を参考にした。

- 2 寡夫控除創設をめぐる一連の議論は渡部 (2009) に詳述。

《参考文献》

- 朝日ジャーナル編 (1984) 『女の戦後史I 昭和 20 年代』朝日新聞社
- 大竹秀男 (1977) 『「家」と女性の歴史』弘文堂
- 金澄道子 (2014) 「相続分差別だけではなく、婚外子と非婚の母を差別する『寡婦控除』」『賃金と社会保障』旬報社 No.1605 P.4-10
- 川口恵美子 (2003) 『戦争未亡人 被害と加害のはざまで』ドメス出版
- 北河賢三 (2000) 『戦後の出発 文化運動・青年団・戦争未亡人』青木書店
- 佐々木幸男 (2006) 「所得税の現状と課題—包括的所得税の変容と所得税の今後の課題—」『税務大学校論叢』税務大学校 第 51 号 P.142-220
- 高木夏子 (2018) 「寡婦控除及び寡夫控除について—今後の見直しに向けた諸課題—」『立法と調査』参議院事務局 No. 406 P.35-47
- 武田昌輔編 「コンメンタール所得税法」P.185
- 田中康男 (2005) 「所得控除の今日的意義—人的控除のあり方を中心として—」『税務大学校論叢』税務大学校 48 号 P.2-111
- 樽川典子 (2001) 『「未亡人」の誕生』筑波大学社会学研究室 編『社会学ジャーナル』筑波大学社会学研究室 No.26 P.79-96
- 西本佳織 (2008) 『「寡婦」控除規定から見る非婚母子世帯への差別』『立命館法政論集』第 6 号 P.201-232
- 日本弁護士連合会会長山岸憲司 (2013) 「資料 寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件 要望書」『賃金と社会保障』旬報社 No.1605 P.11-12
- 日本弁護士連合会 人権擁護委員会 (2012) 「資料 寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件 調査報告書」『賃金と社会保障』旬報社 No.1605 P.13-25
- 日本弁護士連合会 (2014) 『「寡婦控除」規定の改正を求める意見書』
- 久岡靖恵 (2020) 「現代における寡婦 (夫) 控除制度の存在意義」筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻 編『企業法研究の序曲 VIII』同友館
- 福田あけみ (1985) 「敗戦直後における母子寮」東京都立大学人文科学研究科人文科学報編集委員会 編『人文科学報』179 号 京都大学人文科学研究所 P.195-214
- 吉田隆一 (2019) 「所得税法上の『配偶者』の範囲」『税務大学校論叢』税務大学校 第 96 号 P.176-279
- 善積京子編 (1992) 『非婚を生きたい 婚外子の差別を問う』青木書店
- 吉牟田勲 (1981) 「高橋元主税局長に聞く昭和 56 年度税制改正」『税務弘報』Vol.29 No.6 P.6-24
- 渡部克哉 (2009) 「寡婦 (寡夫) 控除におけるジェンダー観」『Japanese Society for the Study of Social Welfare』P.18-28
- 日本経済新聞 (2019/11/18) 「詩人・社会学者水無田気流—寡婦控除めぐる対立、何示す? 『規範的家族像』に固執 (ダイバーシティ進化論)」朝刊 P.23
- 毎日新聞 (1980/9/8) 「父子家庭にも優遇税制を」朝刊 P.2

